

瑞穂市立穂積中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

平成28年4月一部改定

平成30年4月一部改定

令和4年4月一部改定

はじめに

ここに定める「瑞穂市立穂積中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

学校としてこれまで、いじめ問題を未然に防ぐことができるよう、令和2年2月26日に「穂積中共生宣言」（願いをもち自分や仲間をあきらめず最後までやり抜く・周りに流されず自分から真実を見つける・相手の立場に立って互いを認め支え合う）を制定し、全学級に掲示して、生徒会が中心となって、穂積中の生徒全員が安心して過ごせる学校づくりに取り組んでいる。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努める必要がある。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

（3）いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ未然防止・対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、複数の教職員が複数回の面談等を行ったり、スクールカウンセラーなど外部の専門家等による面談等により確認したりするなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、人権侵害であり絶対に許さない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである」

⑤ 「いじめは、その行為の態様により暴行・恐喝・強要の刑罰法規に抵触する」

⑥ 「いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である」

⑦ 「いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている」

⑧ 「いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である」

⑨ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当生徒に対する個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある

(5) 学校としての構え

・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対応を行い、生徒を守る。

・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。

・「いじめは人間として絶対に許されない」、「いじめを見逃さない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。

・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。

・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

・複雑化・多様化するいじめに対応するため、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受けとめることができるよう、家庭や地域と組織的に連携・協働できるための体制作りに学校は努める。

(6) 保護者の責務等

・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等)

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた、身に付いた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動や生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切に作る指導(豊かな心の育成)

- ・様々な人と関わり合っ社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切に作る心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通じた指導(自己指導能力の育成)

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 生徒に自己存在感を与える
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

(4) インターネットを通じて行われると予想されるいじめに対する予防対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、瑞穂市中学生ネットプロミスを活用し教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いや、保護者も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、定期的なアンケート(記名式「生活順調度調査」・無記名式)の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」(「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照)で各学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーやスクール相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に何より優先した教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクール相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修等で各種啓発資料等を活用した職員研修を行い、対応マニュアルを見直し、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応、未然防止に取り組むことができるよう、研修する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶ、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・表情や生活の変化等生徒の異常が保護者に発見された際には、速やかに学校への相談が行われるよう保護者の啓発に努める。
- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 地域や関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために日頃から地域や教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談コーディネーター、保健主事、養護教諭等
学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会員、主任児童委員、スクールカウンセラー等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「穂積中学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・いじめ対策委員会担当教員を生徒や保護者に周知する。 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施	「方針」の確認
5月	・PTA総会で「方針」説明（保護者向けネットいじめ研修を含む） ・教育相談の実施 ・生活順調度調査（記名式）の実施 ※生活順調度調査とその結果をもとにした教育相談会議は隔月実施	
6月	・教育相談会議の実施 ・生徒向けネットいじめ研修① ・生活順調度調査（記名式）の実施	
7月	・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・いじめアンケート（無記名式）の実施 ・三者懇談の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期の取組の評価）	夏季休業中の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・Webページ等による取組経過等の報告 ・生活順調度調査（記名式）の実施	
10月	・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流）	
11月	・生活順調度調査（記名式）の実施	
12月	・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・いじめアンケート（記名式）の実施、三者懇談の実施 ・ひびき合いの日の振り返り	第2回県いじめ調査 冬季休業中の指導
1月	・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・次年度の取組計画 ・生活順調度調査（記名式）の実施	
2月	・生徒会の取組のまとめ（未来を創る会） ・生活順調度調査（記名式）の実施 ・教育相談の実施 ・第3回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	
3月	・学校評議員会 ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職に報告し、「いじめ未然防止・対策委員会」を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いのある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。いじめ未然防止・対策委員会を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。

・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が生徒及び保護者への指導を見届ける。

・保護者との連携の下、両者の思いを確認する指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。

・いじめを受けた児童生徒に対しては、3ヶ月は、毎日校長は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。

・いじめた側の生徒に対しては、保護者と連携し児童生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と「いじめ未然防止・対策委員会」での対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧ 3ヶ月以上の経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（２）「重大事態」と判断された時の対応（法第28条に基づいて明示）

（重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など）

・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

・教育委員会へ重大事態発生の「第一報」を速やかに報告する。

・当該重大事態の発生を受け、教育委員会が調査主体を判断し、学校が調査主体となった場合、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。

・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 保護者の役割

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するように努める。

- ・スマートフォン等情報機器に関わる様々な問題について、理解を深めるよう努める。
- ・子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり学校に相談したりし、子ども自らの力で解決できるよう支援に努める。
- ・いじめは人として決して許されないことや思いやりの心をもつことの大切さ、よりよい生き方を求めることの素晴らしさなどについて、折に触れて指導するよう努める。
- ・子どもの言い分にも十分耳を傾けるなど、日頃から子どもとの対話を心掛ける。
- ・我が子の周囲でいじめが疑われるような情報を得たときには、我が子に確認したり一緒に考えたりし、無関心な立場を取らせるのではなく、深刻ないじめに発展しないよう止める勇気をもつことや学校に相談することなど、適切に助言するよう努める。
- ・いじめが疑われるような場面を見たときには、その場で一声掛けるよう努めるとともに、学校等に情報提供するよう心掛ける。
- ・我が子がいじめをしてしまった場合には、保護者としての責任の取り方を我が子に示すよいチャンスととらえ、被害者の生徒・保護者に謝罪するとともに、改めて我が子に事の重大さを諭すことを心掛ける。
- ・問題後には、我が子の小さな頑張りや変化をとらえ、認め・励ますことに心掛ける。
- ・我が子がいじめを受けてしまった場合には、学校等とも相談しながら、子どもの心に寄り添い問題を乗り越えることができるよう支援する。

8 学校評価における留意事項

・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置うい適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取り組みを評価する。

- ①いじめの未然防止の取り組みに関すること
- ②いじめの早期発見の取り組みに関すること
- ③いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

9 個人情報等の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）

○指導記録について

・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎについて

・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。